

第4回 市一括研修会レポート

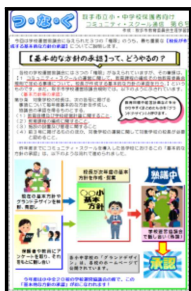
11月19日（火）、取手市福祉会館講座室において、今年度最後となる「第4回一括研修会」が行われました。これまで同様、講師には文部科学省総合教育政策局にお勤めの、CSマイスター安齋宏之先生にお願いをしました。

この日は、各小中学校から学校運営協議会の委員の方々、計88名が参加されました。研修の様子は、今後オンデマンド配信いたしますので、当日参加できなかった委員の皆様は録画された動画を視聴していただければと存じます。

今回の研修会では、【学校経営の「基本方針の承認」に向けた取組】というテーマで研修をしました。今号は、研修を通して学んだ内容やその様子をお伝えします。

「基本方針の承認」とは？

今回の研修の中心テーマである、「基本方針の承認」については、本通信第6号でもお伝えしてあります。おさらいとして、その内容を示します。



↑タップすると第6号をご覧になれます

各校の学校運営協議会には3つの「権限」が与えられていますが、その筆頭は、**【1 コミュニティ・スクールの運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認を行う。】**というものです。また、**取手市学校運営協議会規則**では、以下のように示されています。

（基本方針等の承認）

第9条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について**毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。**

- (1) **教育目標及び学校経営計画に関すること。**
- (2) **教育課程の編成に関すること。**
- (3) **施設の設置及び管理に関すること**
- (4) **前3号に掲げるもののほか、対象学校の運営に関して対象学校の校長が必要と認めること。**

学校運営協議会の役割のうち、最も大きなものがこの「基本方針の承認」となります。各学校の校長先生は、1年間の学校の「教育目標」をはじめ、その目標の実現に向かって行う様々な教育活動のねらいや方法を「基本方針」として他に示します。その内容を最も分かりやすくまとめたものが、「**グランドデザイン**」と呼ばれるものです。



安齋先生からは、「基本方針の承認」に関して、「『承認』という手続きを踏むことで、校長とともに**学校運営協議会の委員さん方が学校運営の責任を負うことへの自覚と意識**を高めてほしい、「さらには、**次年度から、校長を支え、ともに教育目標の具現化へ取り組む**という気運を高める」ことも大切なことであるというお話がありました。参加された委員さん方も、真剣な表情でこうした講義を聞いていらっしゃいました。

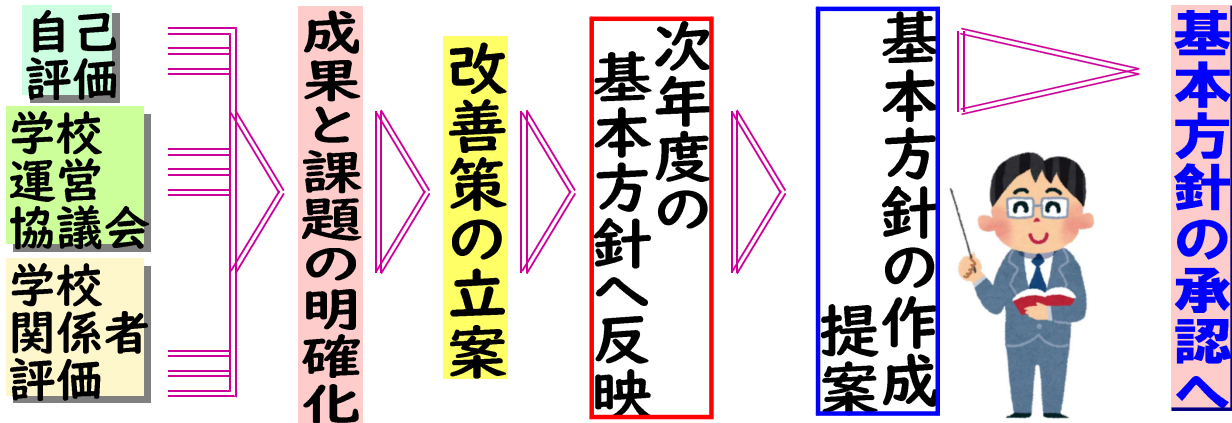
承認される「基本方針」を作成するために

校長先生がやること

- ① 客観性のある自己評価を行うこと
- ② 学校評価を生かした基本方針を作成すること
- ③ 学校運営協議員会委員とともに基本方針を作成すること

各委員がやること

- ① 学校のモニタリングを行うこと
- ② 学校関係者評価を行うこと
- ③ 学校運営協議会において、次年度の学校運営ビジョン等について協議すること



「承認される『基本方針』を作成するために行うこと」「承認までのスケジュール例」「学校評価の生かし方」などの講義の後、後半は【模擬熟議】として、「次年度の基本方針をみんなで考えよう」というテーマでグループ熟議が行われました。



【模擬熟議】では、各校のグランドデザインを模造紙に貼り、その内容について「どこを見直すか?」「どう見直すか?」という2点について、いつものように付箋紙を使って各自が考えを書き、話し合いました。

最初はなかなかペンが走らない状況でしたが、徐々に様々な意見が出されました。現在の子供たちの様子、家庭の様子、地域のもつ力などを踏まえて、さらに充実した学校生活が送れるように、学校に期待する事柄がたくさん挙げられました。今回の熟議で出された意見を各学校長に届け、次年度の基本方針の作成に生かしていくことになりました。



ご参加いただいた皆様、ありがとうございました!